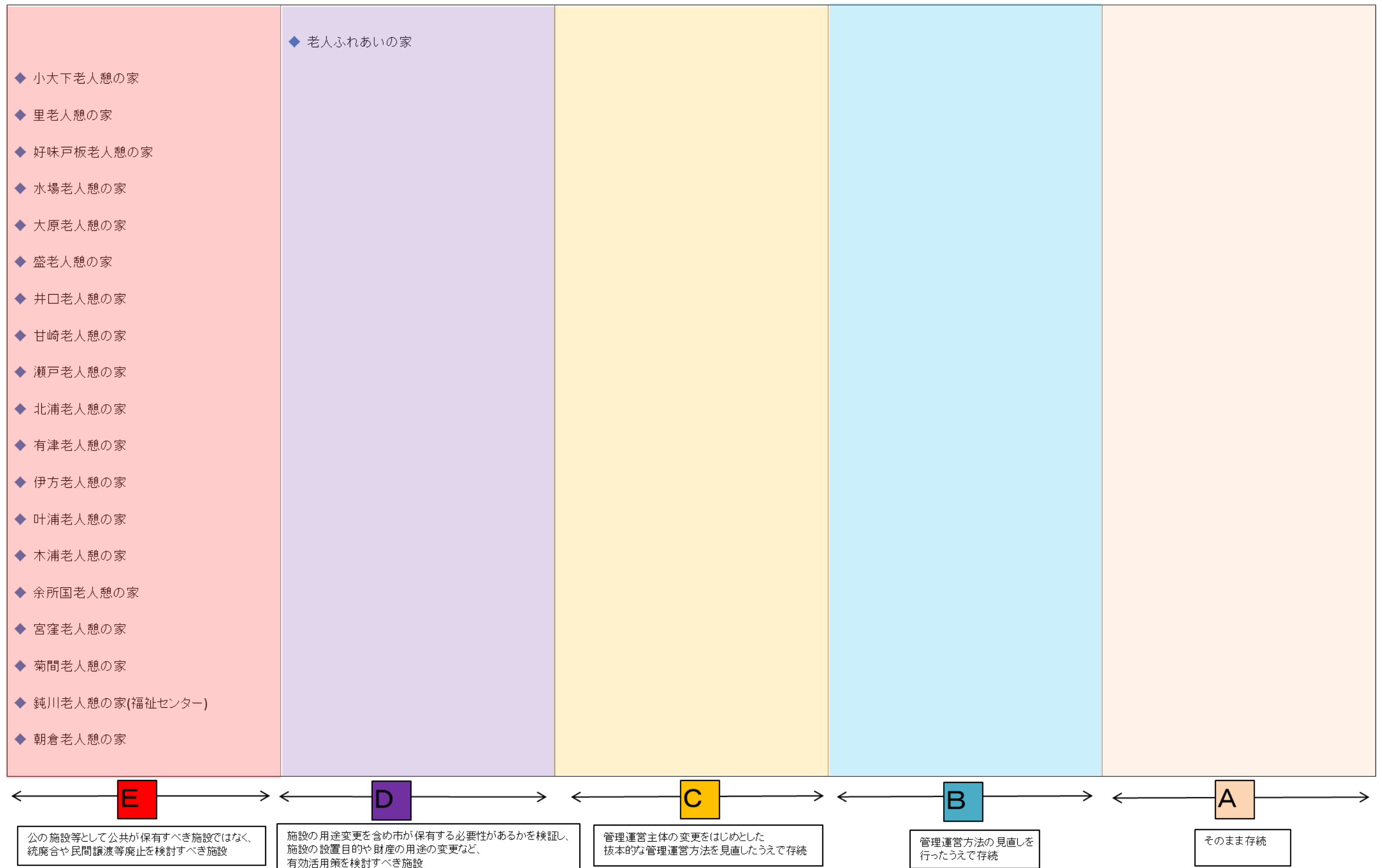


公の施設等評価及びあり方方針(グループ別) 【医療・社会福祉施設】 31老人憩いの家・老人ふれあいの家



【31 老人憩いの家・老人ふれあいの家】

評価の概要

『老人憩いの家』は、高齢者の心身の健康の増進を図るために、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供する目的で設置された施設です。
現在、市内には 19 か所の老人憩いの家が島嶼部に集中して設置されています。近年の利用は低調であり、また老人クラブの会合やレクリエーション、趣味活動等の特定の団体による地域住民の集会所的な利用となっています。
このことにより、公の施設としての機能を廃止し、現在の利用状況に即した地元集会所としての利活用を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。